

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

福島県教育委員会

- 福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則
- 福島県教育委員会に係る福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第五号

福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福島県教育庁組織規則（平成二十年福島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表健康教育課の項を削る。

第四条第十三号中「推進」の下に「及び教育に関する情報ネットワーク」を加える。

第十三条第一項第八号及び同条第二項を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（教育総務課）

福島県教育委員会に係る福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

福島県教育委員会規則第六号

福島県教育委員会

福島県教育委員会に係る福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会に係る福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則（平成二十八年福島県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一の二の項」を「別表第一教育委員会の部一の項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 条例別表第一教育委員会の部二の項の教育委員会規則で定める事務は、福島県立高等学校及び直しへの支援金交付要綱（平成二十七年三月十九日制定）で定める学び直しへの支援金の支給に関する事務であつて、次に掲げるものとする。

- 一 受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関するもの
- 二 収入の状況の定期的な届出に係る事実についての審査に関するもの
- 三 受給権者の保護者等について変更の事由が生じた場合の、収入の状況の届出に係る事実についての審査に関するもの

四 支給再開の申出を行う者の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関するもの

3 条例別表第一教育委員会の部三の項の教育委員会規則で定める事務は、福島県高校生等奨学給付金給付事業実施要綱（平成二十六年六月一日制定）で定める高校生等奨学給付金の給付申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

第三条中「別表第二の教育委員会の項」を「別表第二教育委員会の部一の項事務の欄」に、「前条」を「前条第一項」に、「同項」を「同部一の項特定個人情報欄」に改め、「第七号」の下に、「以下「命令」という。」を加え、同条に次の二項を加える。

2 条例別表第二教育委員会の部二の項事務の欄の教育委員会規則で定める事務は、前条第二項に規定する事務とし、同部二の項特定個人情報欄の教育委員会規則で定める情報は、命令第五十八号第一号及び第二号に規定する情報とする。

3 条例別表第二教育委員会の部三の項事務の欄の教育委員会規則で定める事務は、前条第三項に規定する事務とし、同部三の項特定個人情報欄の教育委員会規則で定める情報は、命令第五十八号第一号及び第二号に規定する情報とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（教育総務課）

福島県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第七号

福島県立博物館条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立博物館条例施行規則（昭和六十一年福島県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（観覧手続）」を付し、同条中「者」の下に「（年間観覧料を納入した者（以下「年間観覧者」という。）を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二 館長は、年間観覧者に対し年間観覧券（様式第一号の二）を交付するもの

とし、その有効期間は、年間観覧券の交付の日から起算して一年とする。

2 年間観覧者は、入館する際に有効な年間観覧券を提示するものとする。

3 年間観覧券の利用は、同一人に限るものとする。

第五条第一項第一号中「とき」の下に「（観覧しようとする者が年間観覧者であるときを除く。）」を加える。

様式第一号の次に次の一様式を加える。

様式第1号の2 (第3条の2関係)

(表)

年間観覧券
福島県立博物館

(裏)

(交付番号)	(観覧者の区分)
(有 効 期 間)	

御利用に際して

- 1 福島県立博物館が主催する展覧会のみ有効です。
- 2 下記に署名された御本人以外の方は使用できません。
- 3 御購入後の紛失等による再発行はいたしません。

(氏 名)
(学 校 名) (学年)
福島県立博物館

備考 寸法、デザイン等については、その都度定める。

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(社会教育課)